

地対協意見具申と部落解放研究の課題

大 賀 正 行

(一)

部落解放運動と研究にとって当面する問題の一つに地対協意見具申があります。七月一二日に部落解放同盟が中央執行委員会を開き、見解をまとめる予定であると、先ほど上杉委員長が言われていましたが、この地対協意見具申をどう受けとめるのかについて、各方面でぜひ論議をまきおこして行ってほしいと思います。

一つのとらえ方として、この地対協意見具申を「第二の同対審査申」とする意見もあります。これは少し危険なとらえ方だと思います。この考え方のウラには、一九六五年の同対審査申（以下「答申」と略す）はもはや古くさくなつた。これからの同和行政のものさしは今回の地対協意見具申だ、このとらえ方があります。

え、今回の地対協の意見具申は、一九六五年の同対審査申を基本にしなが、その最後につけ加えられたもの、「答申」を補足するものと考えるのが妥当だと思います。

また、第二の点として「実態的差別の解消はほぼメドがついた。これからは心理的差別の解消にむけた啓発だ」という、何かあれかこれかの二者択一をする考え方が出てくる危険性もあります。臨調行革路線の中では、金のかかる実態的差別の解消にむけた対策はしんどくなるので、金のかからない啓発だ、という発想がすでに一部に出ています。これはまちがった発想です。本当に啓発活動にとりくめばもちろんお金もたくさんかかります。年に一、二回の映画や講演会、また十二月の人権週間、一、二回ドラマをまく、といったような啓発でこと足れりとする姿勢こそが、今や問い直されているわけです。

これまで、われわれが「教育や啓発にもっとお金をまわせ」と要求しても、行政は百万円の社会教育関係予算でもなかなか組もうとしませんでした。一方、道路や環境改善の予算なら数千万円でもすぐに予算化にとりくむというケースがよくありました。行政の体制、たとえば教育委員会の体制をとってみても、学校教育の指導部（課）などに比べて社会教育部（課）の体制の貧弱さは一目瞭然です。このような行政姿勢も当然、問い直されなければなりません。

私はこのとらえ方には反対です。今回の地対協意見具申は、「答申」の補足ともいうべきものです。御存知の通り、「答申」は第一部から第三部まであり、その第三部は一項から五項までにわかれており、最後の第五項に人権問題に関する対策となっています。「答申」は「心理的差別」と「実態的差別」の両面があることとらえていました。打ち出された具体的施策は、「実態的差別」に関するものが中心となっていて、「心理的差別」に対しては第三部第五項の人権問題に関する対策があらわれているという感じでした。ここには一九六〇年代の運動体や行政関係者の問題意識、同和行政の水準が反映しています。その点では、今回の地対協意見具申はいわば「啓発答申」であり、「答申」の第三部第五項の人権問題に関する対策について、第六項として「啓発に関する対策」がつけ加えられた、このように考えるべきであると思います。それゆ

地対協意見具申が今後の同和行政の課題として「啓発」に視点をあてたということ、それはそれとして大いに評価できることだと思います。その意味では、先にふれたこの「意見具申」の誤ったとらえ方についてはきびしく批判しながらも、啓発が今後の同和行政や運動にとって重要なテーマであるということ、すなわち啓発の重要性に社会性を与えたことは十分にふまえておかなければならないことがらです。

(二)

私は、部落解放のためには大きくわけて四つの分野があると思っています。一つには、差別されている部落の人々の生活と人権をどのように保障し、差別実態をとりぞいていくのか、ということ、この面は、部落大衆の生活要求を組織し、部落解放運動としてとりくまれてきましたし、特別措置法にもとづく事業実施の中で、それなりの成果をあげてきたものと思います。

しかしながら、二つ目の教育、啓発の分野、マスコミ・文化の分野でのとりくみは、まだまだ課題が積み残されています。「同和教育」といっても、その教育は部落の子どもの学力をどう高めるかという対策だけにとどまり、国民

全体の教育をどう高めるかという視点が弱かったために、「同和教育は部落をふくむ学校だけでやる教育だ」という誤ったとらえ方が支配的です。その点では、「同和教育」が一切の差別をゆるさない人権尊重の教育として部落をふくまない学校にも広がりをもてきたことは、大きな成果であり、今後さらさら発展させなければなりません。

さらには最近では啓発ということでも、市民啓発、企業啓発などのいろいろの部署での社会啓発が広がってきました。ところが、一番重要なマスコミでのとりくみは全然進んでいないわけです。地対協意見具申は、マスコミにまで言及した。残念ながら、マスコミについての項目を新たに起こすことはしていませんが、すなわち「四、啓発の実施主体の役割について」の中では次のようにべらられています。

(一) 行政の役割

(中略)

①啓発の推進に当たっては、特にマスコミの協力を得ることが効果的である。従来、行政自身の働きかけも弱かった上にマスコミ自体がこの問題を避けて通ろうとした傾向がないとはいえなかった。啓発の効果的推進という責務を有する行政から、国、県、市町村それぞれの分野で必要な情報を提供するなど積極的に働きかけるとともに、マスコミの協力を得やすい土壌づくりが必要である。

まず、現実どんな形で部落差別があるのかを、マスコミが具体的な差別事件の報道を通じて国民に知らせるのは、非常に重要なことです。さらに映画や演劇などの文化の分野でも人権や差別の問題がとりくまれなければならないと思います。教育から啓発へ拡がり、さらには今後、マスコミへ行き、文化の分野にまで浸透していく。ここに心理的差別の解消にむけた展望がひらけてくると思います。

(三)

次に、こうした差別されている部落の人々の生活と人権を保障することや、教育、啓発、マスコミ・文化の分野でのとりくみを保障する上にも、法体制の整備が必要です。これが第三の問題です。昨日も「部落解放基本法」の制定をめぐってシンポジウムが行なわれましたが、この法体制の整備ということが課題となってきました。

私はいかねがね思っているのですが、日本国憲法は第十四条で「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種・信条・性別・社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定していますが、「差別されない」に現実には差別されているのです。では差別された場合どうするのか、差別した者はどうするのか、

(中略)

(二) 学校等の役割

国民の各生活分野における日常的な幅広い啓発活動を推進するには行政のみにとどまらず、主要な日常生活活動の場としての学校、事業所にも啓発の実施主体としての役割が期待される。また、家庭を含めた各地域においては、各種市民団体や民間運動団体等の活動への期待も大きなものがある。なお、社会の公器としてのマスコミにおいても本問題を避けることなく、国民の前により開かれたものとするともに、人権問題としての本問題解決のため積極的な取組をすることが期待されている。

地対協意見具申を武器として、マスコミ界にどう働きかけていくかということです。私は、差別事件が単に人権週間のかこみ記事で語られる段階ではだめだと思えます。ニュースとして語られなければなりません。今日どこでこんな差別事件があった、あんな結婚差別事件があったということも報道すべきです。交通事故や放火事件、殺人事件が起きた時と同じように、もっと差別事件を報道すべきです。もっとも差別のバラまきにならないように注意しなければならぬことは当然ですが、大阪だけでも差別事件は、昨年の統計をみると、三日に一度の割合でおこってい

かについては、憲法は何も書いていません。またこの第十四条を具体化する法律もありません。このように人権法の体制が全く整備されていない現状にあり、このことに切り込み、人権法の体制づくりをめざしているのが部落解放運動なのです。私達が「部落解放基本法」、「特別措置法」の抜本的強化などと言っているから磯村英一さんなども人権基本法という言い方をしているわけです。したがって部落解放基本法か人権基本法かあれかこれかではなく両者は関連するものであり、部落解放基本法を徹底的にとりくみ、実現させることにより人権基本法構想の内容も豊富になり、日本の人権法体制も整備されていくわけです。

婚姻の問題を定めた憲法第二十四条は「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」と定めています。戦前の旧憲法では「婚姻は父母の同意を必要とする」とされていたため、私の場合もふくめて、父母の同意がないために当人同士が恋愛関係にあってもつぶされていったケースが多くあり、戸籍に入れてもらえないというトラブルも沢山ありました。その意味では新憲法の制定により、当人さえしっかりしていれば戸籍上のトラブル等もなくなることになっているわけです。しかし、私は常々思っているのですが、このすばらしい二十四

条のために、十四条がなされてはいるわけですが、すなわち、部落差別による結婚差別は第十四条で否定されているのですが、第二十四条では両性の合意以外の何らかの強制は否定していませんから、結婚差別がおきても、「部落差別するとはけしからん。差別をのりこえて結婚せよ」と強制して結婚させるわけにはいかんわけです。このように泣かされている第十四条をどのように補うのか、という問題が当然でてくるのです。これは一つには民事上の措置で、たとえば東大阪市での結婚差別事件判決（昨年三月）で五百五十万円の慰謝料の支払いが命令されましたが、これなども一つの補足措置といえます。

国際条約の批准運動のより上がりの中ではっきりしてきたことは、差別に対する法的規制ということですが、世界人権宣言第七条は、「すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人はこの宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する」と明記していますが、では差別された場合はどうするかは一切書かれていません。この足らざるところを、人種差別撤廃条約がおきない、第十四条では、

(a) 人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種的差別の煽動、並びにいかなる人種又は皮膚の色もしくは民族的出身を異にする人々の集団に対するあらゆる暴力行為又はこれらの行為の煽動、及び人種的差別に対する財政的援助を含むいかなる援助の供与も、法律によって処罰されるべき犯罪であることを宣言する。

と明記し、第六条では差別に対する救済、「正当かつ十分な補償もしくは賠償を求める権利を保障する」と定義するにいたっています。部落地名総鑑差別事件以来、われわれがとりくんできた、悪質な差別煽動や差別を商うものに対する法規制の問題が、この人種差別撤廃条約のクローズアップ化によりピタリと一致し、部落解放基本法の問題が日程にのぼってきたわけです。

このように、部落解放運動は差別糾弾闘争を行政闘争に高めて、住宅を建てる、仕事も保障せよという身近な生活要求からはじまり、狭山闘争をへて司法の問題点にせまり、啓発活動の高揚をかちとり、さらには今日では国際的な人権保障の経験に学びながら立法闘争を展開するにいたっています。

(四)

第四点目には、差別と闘う集団づくり、国民運動の展開ということですが、

朝田善之助氏は「社会意識としての差別観念」という命題を提起しましたが、私はこの「社会意識としての差別観念」をいつも個人意識との関係で見えています。つまり、Aさん、Bさんの意識（個人意識）の中に反映されているのは社会意識であり、したがって、糾弾は個人糾弾ではなく、社会意識を糾弾する社会的糾弾であるわけです。もちろん個人の差別性を鋭く追及いたしますが、その個人の糾弾を通して社会意識の問題にしているわけです。それゆえ糾弾会の場合は、直接、差別をした人が糾弾されるとともに、その場に居合わせている全ての人が糾弾されているのであり、糾弾する人も実は糾弾されているのです。社会意識を糾弾するという意味はこのようにとらえるべきだと思います。個人の意識は社会意識にしばらく存在するものであり、社会意識としての差別観念があるかぎり、個人としてのその差別観念からのがれることはできないのです。

これが本音と建前の関係であり、建前としては差別はいけないと思うが、本音のところでは差別しないわけにはいけませんというところは、本音のところでは正に社会意識としての差別観念が生きていることに他ならない。市役所に勤め

ていても、「秘書課」なら胸をはっているのに「同和対策部」なら、部落の人とまぢがわれないかと心配で、胸をはっていいないなど、社会意識が個人の心の中にしっかりと入りこんでいるのです。この社会意識は、例えば結婚式の「よい日」選び、大安でなければだとか、葬式は友引きはだめだという意識にもつながっているのです。

このような社会意識は社会的なものによって、社会運動・住民運動・差別をゆるさない集団づくりによって変革されます。これをどうつくり上げていくかという事です。部落解放共闘や同和問題企業連絡会、同和問題ととりくむ宗教教団連帯会議、人権章の根運動、人権協などの形で、部落問題を国民的課題として取り組む輪が広がってきています。これをもっともっと強めていくことです。部落解放運動は、もちろんますますもって部落大衆が立ちあがり、担わなければならないものですが、部落の人々のみの運動にしてはなりません。すべての国民がそれぞれの立場でとりくむことにより、名実ともに国民運動にしていくことが大切です。

以上のべました四つのとりくみ、差別された人々への特別措置、教育、啓発、マスコミ・文化の問題、それから人権に関する法体制整備の問題、それから差別と闘う集団づくり、国民運動、以上の四つのが、広汎にとりくまれてくる中で部落解放への基本的展望が開かれてくるのであり、また

この歩みをすすめていく時、その前に立ちほだかる壁が出現し、妨害者が出て来て、誰が敵であり、部落解放をのぞまないものであるかが国民の前に明らかになっていきます。

(五)

次に、部落解放理論争にもなるわけですが、討議資料のレジュメの中にも引用しておきましたが、井上光一氏が「国民融合通信」の中で私の論文をとり上げ、「部落解放運動は社会主義運動か」と「批判」しています。私は、「部落解放運動は社会主義運動だ」とは一度も書いたことはありません。部落解放運動は民主主義運動であるということをご常に強調してきました。(紀要三七号、四〇号の論文を参照されたい。)そして、この運動は社会主義の運動と結合しなければならぬ、ということをご主張してきました。社会主義の運動と結合しなければならぬ、というのは私の立場、考え方から申し上げているのです。だからといって部落解放運動を担っている人達がすべて社会主義を好きなのではないし、社会主義に反感をもっている人もいるのが現実です。最近では労働組合だけでなく、企業や宗教関係者など幅広い人々が部落解放の運動に合流してきています。□で「国民融合」を唱えている人々は特定政党

の支援者のみの現状ですが、われわれの方はそれこそいろいろな立場の人々と協力して「国民融合」的にやっているわけです。自分の主義主張を明確にするということ、いろいろな人々と立場のちがいをのりこえて、手をつないで連帯するということは、決して矛盾しないのであって、どの立場や考え方が正しいかは、具体的な運動、実践の中で明らかにされ証明されていくことです。部落解放運動から日本共産党が孤立し、脱落していったように、機関を占領し、セクト的組織を引き回してこのような幅広い運動が実現できるものではありません。社会変革というものは時間ばかりですが、みんな議論し、語り合いながら、一致を拡大し、手をつないで前進していくものです。部落解放運動は社会主義の運動ではないが、社会主義の運動と結びつかなければならぬ、ということをご共産主義の立場に立つ者が主張しなくて、誰が言うかと考えているのでしょうか。井上氏は社会主義・共産主義の立場にないことだけは少くとも明らかかなようです。

このような議論が解放理論をめぐってあるということも、ひとつ御理解ねがいたいと思います。

(六)

先きのべた部落の人々への特別措置と関わって、「個人給付の見直し」という問題がさけておられないものです。ここには二つの考え方があります。一つには、部落の人々は社会的におとっているから、一定期間、その格差を埋めるとりくみをし、格差がなくなれば特別措置ははずそう、というものです。例えていえば、骨折した場合は、ギブスをはめるのですが、いつまでもギブスをつけたままではなく、ケガが治ってくればギブスをとってしまわなければならない、というものです。

もう一つには、実は部落に対する特別措置というものは、日本の社会保障の不十分さ、不徹底さを補足するもの、というとらえ方です。例えば、住宅入居を例にとれば、一般的には公営住宅に入居しようと思えば、何十回となく抽選に参加し、順番をまたなければならぬし、また家賃も高い。ところが同和向け公営住宅の場合は、解放運動に参加し、住宅要求組合に入って、活動すれば、一定期間後に入居が実現し、そのことにより部落解放運動こそがわれわれの生活を保障してくれる、という信頼と共感を与え、部落解放同盟に部落大衆が結集することになっていったわけです。いつも思うのですが、もし、一般施策でも住宅への入居がもっと容易にできたり、同和向け住宅ほど安くなくても、その差がもっと小さかったら、人々は同和住宅を

選ぶか、一般住宅を選ぶか、どちらでしょう。私の予想では、大半の部落の人々は同和住宅を避けて一般住宅の入居に回わります。多くの人はできることなら「部落」をかくしたいし、部落を看板にすることになる部落解放同盟にも入りたくないという思いにあると思います。それは「寝た子を起すな」という考えは根強いものです。私は、今日のように部落解放同盟の力を強くしてくれたのは、もちろんわれわれ自身の努力もありますが、一般福祉施策の貧困こそがそうさせたものと思っています。大阪などの都市部落では、部落外の一般の人々が多く流入して来ていますが、そのような人々は好き好んで部落解放同盟に入った人ばかりではありません。一般福祉施策が充実していたら、これらの人々は解放同盟に入ろうとはしなかったし、今日のように部落解放同盟組織が大きくなることもなかったかも知れないわけです。このようなことを見ても、同和対策は、本来、一般対策でやるべきところの施策を先取りし、一般対策があまりにも貧困なるがゆえに、それを代位、補てんしてきたわけです。

この両面の問題を見て、個人給付の問題を考えていかねばならないと思います。日本共産党の個人給付攻撃の議論や一部の行政側の議論には、この点が欠けていますので指摘しておきたいと考えています。

(七)

最後に、法規制の問題に関して「糾弾か法規制か」という問題の立て方がよくされていますが、これは問題の立て方が誤っていると思います。政府の中には、部落解放同盟の糾弾をやめさせるために、法規制の問題にとりくもう、という考えも、一部にあるようですが正しくありません。またその裏返しに、「法規制は糾弾や運動の妨げになる」という議論もありますが、同様に正しくありません。私は部落解放運動をさらに広めていく上で武器となるような方向で、「法規制」を考えなければならぬと思っています。法規制により運動の団結が高まり、社会的影響力が高まっていくとともに、われわれの糾弾のやり方、方法についても多様性をもったものに発展しなくてはなりません。糾弾にはいろんなやり方があります。時には激しい怒りをぶつける糾弾もあれば、時には冷静かつなごやかに事実を究明していくような糾弾もあるわけです。

先の地対協意見書の中に確認会や糾弾が「こわい問題」ということがのべられています。同じ糾弾にしても、「糾弾がこわい」という人もあれば、「糾弾してくれてよかった」という人もいるわけです。糾弾のやり方について

も、もっと知恵をこぼした工夫が必要となってきているのは、いうまでもないことです。カづくの糾弾をした場合、糾弾された相手はこわいからその場ではあやまるでしょうが、その後、近所の人に「気をつけなさいよ。ちょっと口がすべっただけでえらい目に合った。まわり見て物を言わないおきませんよ」、「あんな連中の前で物を言うたらおきませんよ」というように言いふらすハメになり、差別をばらまくことにもなります。私はこのような結果をもたらすだけの糾弾ならしない方がましだと思います。差別をなくすための糾弾が、差別を広める結果になってしまっているのですから。真に差別をなくすためには、糾弾された相手が心から自分の差別性を悔いあらためるように、どこが差別か、なぜ差別なのか、なぜ差別するにいたったのか、ということまで含めた、相手の意識変革をもたらすような徹底した糾弾にしなければなりません。その意味では糾弾闘争が一番むずかしく、糾弾をきちっとやれるようになってはじめて一人前の活動家である、といっても過言ではありません。糾弾する側の内省的指導を高めなければ、このような糾弾は実現しません。糾弾は、水平社以来の重要な闘いでありましたが、水平社時代にエセ団体、事件師の横行がありました。最近、同和をかたるエセ団体の問題がクロージアップされていますが、こんなことは水平社時代にも経

験済みなのです。私は朝田善之助氏に教えられた一人ですが、朝田氏から水平社時代の事件師の話もいろいろ聞きました。喫茶店で客がコーヒー四つを注文するため指を四本出して店員に示すと、その店にたむろしていた「事件師」が、その客にいんねんをつけ、「お前よく俺達に指四本出して差別したな。糾弾するぞ」、「水平社本部に知らせたら、会社もクビになるところだが、今日は俺の胸の中だけに収めてやるから、金でおとしませをつける」と強要するようなケースがしばしばあったわけです。そのため、まじめに水平社運動にとりこんでいた者が非常な迷惑をうけた。この事態をどう克服するかを、当時の全水活動家らが集まって議論する中で、出された結論は、糾弾のやり方を変えるということでした。つまり、個人に対する徹底糾弾では「事件師」のやることと区別がつかないので、以後、水平社の糾弾はこのようにやります、ということを外に明らかにしよう、との方針を決め、個人糾弾から社会的糾弾へ切りかえていったわけです。その後の水平社の糾弾は、事実の確認と糾弾とは区別し、まず事実確認をすませ、その後改めて糾弾会を大衆的に開き、内外に糾弾の真実の姿を知らしめていくようになった。

このように、個人糾弾から社会的糾弾への発展は、実は「事件師」の横行に対する対応策を模索することを契機

に、糾弾とは何か、糾弾の方法はどうあるべきか、などを理論的に検討していく中で実現されていった。理論の発展というものは、いろいろな経験をおぼえて、現実が提起する課題に応える努力の中でなしとげられていくものです。

今日、エセ同和団体はびこってきていますが、これらのエセ同和団体と部落解放同盟の糾弾とはどこがどうちがうのか、を内外に知らしめなければなりません。これらのエセ同和団体と似たような糾弾をしていたのでは、エセ同和団体の横行を防ぐことはできません。水平社運動が「事件師」を放逐していった教訓や、「糾弾はこわい」という人々の受けとめ方の問題の掘り下げも含めて、もう一度、水平社運動の再評価、教訓化というものを研究者のみ皆さんの努力に期待するものです。解放運動の現状からみると、この近現代史研究の活発化がぜひ必要となってきました。研究者のみならず、こんなことを言ったら運動団体におこられるのではないか、というような危惧の念を捨て、実証研究にもとづく積極的な提言をおねがひいたします。

以上二日間の討議の中で明らかになったことや、私個人の意見も加えまして、第六回研究者集会のまとめにいたします。

注記

- ① 『部落解放』八四年九月号「特集 マスコミと差別・人権」
『部落』八四年八月号「特集 地对協の意見具申と社会啓発」
『社会啓発情報』二〇号
- ② 『国民融合通信』一二〇号に掲載